

令和5年

老岐市議会定例会12月会議議案

(令和5年12月6日提出分)

令和5年壱岐市議会定例会12月会議議案

- 報告第18号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 議案第54号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第55号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第56号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第58号 壱岐市税条例の一部改正について
- 議案第59号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第60号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について
- 議案第61号 壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第62号 壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 壱岐市火災予防条例の一部改正について
- 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）
- 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）
- 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）
- 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）
- 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）
- 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（原の辻一支国王都復元公園）
- 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）

議案第 7 1 号 令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 7 2 号 令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 3 号 令和 5 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 4 号 令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 5 号 令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 6 号 令和 5 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 7 号 令和 5 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告第18号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

専決第8号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年11月13日専決

壱岐市長 白川博一

記

1 損害賠償の相手方

壱岐市郷ノ浦町 個人

2 損害賠償額

8,000円

3 損害賠償の理由

令和5年9月11日午後1時30分頃、芦辺町深江鶴亀触の県道勝本石田線において、市職員が運転する公用車が、駐車場から県道を横断しようとして進入してきた対向車と衝突し、公用車の前方バンパー右側部と、損害賠償の相手方である対向車の助手席側ドア部が接触し損傷させた。

議案第54号

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年壱岐市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第55号

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」を「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第56号

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定に伴い、本市職員の給与等について所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の70」とを加える。

第33条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）
行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員 以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700

48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				

	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
再任用職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

海事職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700	331,600
	2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500	333,200
	3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400	334,500
	4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200	335,800
	5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900	336,800
	6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000	338,000
	7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000	339,200
	8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000	340,300
	9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000	341,600
	10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000	342,700
	11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000	344,100
	12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000	345,300
	13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700	346,600
	14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600	347,900
	15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300	349,100
	16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100	350,400
	17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800	351,600
	18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400	352,600
	19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900	353,500
	20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400	354,400

21	196, 200	243, 300	275, 200	302, 400	323, 900	355, 300
22	198, 200	244, 300	276, 200	303, 600	324, 400	356, 800
23	200, 100	245, 200	277, 400	304, 900	324, 800	358, 300
24	202, 000	246, 100	278, 600	306, 200	325, 200	359, 600
25	203, 700	247, 200	280, 100	307, 200	325, 600	360, 600
26	205, 300	248, 300	281, 200	308, 400	326, 100	362, 000
27	207, 200	249, 400	282, 400	309, 500	326, 600	363, 300
28	209, 000	250, 500	283, 500	310, 700	327, 100	364, 500
29	210, 500	251, 500	284, 400	311, 600	327, 600	365, 800
30	212, 400	252, 900	285, 900	312, 300	328, 100	367, 100
31	214, 500	254, 200	287, 300	313, 200	328, 600	368, 400
32	216, 400	255, 400	288, 500	314, 000	329, 100	369, 800
33	218, 200	256, 100	289, 800	314, 700	329, 700	370, 700
34	219, 500	256, 700	291, 100	315, 200	330, 200	371, 700
35	221, 100	257, 200	292, 400	315, 700	330, 600	372, 700
36	222, 300	257, 700	293, 700	316, 200	331, 000	373, 700
37	223, 400	258, 200	294, 900	316, 800	331, 300	374, 600
38	225, 000	258, 900	296, 100	317, 500	331, 700	375, 600
39	226, 400	259, 600	297, 100	318, 200	332, 100	376, 600
40	227, 700	260, 300	298, 200	318, 900	332, 500	377, 500
41	229, 100	260, 900	299, 600	319, 400	332, 900	378, 400
42	230, 300	262, 000	300, 600	319, 900	333, 600	379, 400
43	231, 400	263, 100	301, 700	320, 500	334, 200	380, 300
44	232, 600	264, 100	302, 800	321, 200	334, 800	381, 200
45	233, 800	264, 900	303, 800	322, 000	335, 400	382, 100
46	234, 800	266, 100	304, 700	322, 400	336, 100	382, 900
47	235, 800	267, 300	305, 500	322, 800	336, 800	383, 800
48	236, 800	268, 300	306, 300	323, 200	337, 500	384, 600
49	238, 200	269, 100	307, 100	323, 500	338, 000	385, 400
50	239, 300	270, 400	307, 900	323, 900	338, 400	386, 400
51	240, 200	271, 700	308, 600	324, 200	338, 800	387, 200
52	241, 100	273, 000	309, 500	324, 500	339, 200	387, 900
53	242, 200	273, 800	310, 400	324, 800	339, 500	388, 700
54	243, 100	274, 900	311, 200	325, 400	339, 900	389, 500
55	244, 000	275, 900	312, 000	326, 000	340, 500	390, 200
56	244, 900	276, 800	312, 800	326, 500	341, 100	390, 900
57	245, 700	277, 500	313, 500	326, 800	341, 400	391, 800
58	246, 500	278, 500	314, 200	327, 200	341, 900	392, 600
59	247, 300	279, 300	314, 800	327, 700	342, 400	393, 400
60	248, 100	280, 100	315, 400	328, 200	342, 800	394, 100
61	248, 900	280, 900	316, 000	328, 700	343, 000	394, 600
62	249, 700	281, 700	316, 600	329, 100	343, 400	395, 300
63	250, 600	282, 500	317, 200	329, 600	343, 700	395, 900
64	251, 400	283, 400	317, 700	329, 800	344, 100	396, 600
65	251, 900	284, 300	318, 200	330, 000	344, 300	397, 200
66	252, 700	285, 200	319, 000	330, 300	344, 700	397, 700
67	253, 400	286, 000	319, 600	330, 900	345, 100	398, 100
68	254, 100	286, 800	320, 200	331, 400	345, 500	398, 500
69	254, 800	287, 600	320, 900	331, 700	345, 900	399, 200
70	255, 300	288, 200	321, 500	332, 000	346, 300	
71	255, 800	288, 700	322, 000	332, 300	346, 600	
72	256, 300	289, 300	322, 600	332, 500	347, 100	
73	256, 700	289, 800	322, 800	332, 700	347, 600	

74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100	
75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600	
76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800	
77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100	
78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500	
79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900	
80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300	
81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700	
82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000	
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400	
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700	
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100	
86		294,200	327,500	336,300	352,500	
87		294,500	327,700	336,600	352,900	
88		294,700	327,900	336,900	353,300	
89		294,900	328,200	337,100	353,700	
90		295,100	328,500	337,400		
91		295,400	328,700	337,700		
92		295,700	329,000	338,100		
93		295,900	329,200	338,500		
94		296,200	329,400	338,700		
95		296,500	329,700	339,000		
96		296,700	330,000	339,200		
97		296,900	330,200	339,500		
98		297,100	330,500	339,800		
99		297,300	330,700	340,100		
100		297,600	331,000	340,400		
101		297,900	331,200	340,600		
102		298,200	331,400	340,900		
103		298,400	331,600	341,200		
104		298,600	331,800	341,500		
105		298,900	332,200	341,700		
106			332,400	342,100		
107			332,600	342,300		
108			332,900	342,500		
109			333,200	342,800		
110			333,400			
111			333,700			
112			334,000			
113			334,200			
再任用職員	216,100	230,600	232,600	254,700	283,200	313,100

備考 この表は、船員に適用する。

別表第3（第4条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600

7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	
39	241,300	268,900	351,000	373,800	
40	242,700	271,000	352,600	375,200	
41	244,000	273,300	354,100	376,300	
42	245,300	275,600	355,800	377,700	
43	246,500	277,800	357,400	379,100	
44	247,800	279,900	359,000	380,600	
45	249,100	282,000	360,700	382,000	
46	250,400	284,200	362,400	383,600	
47	251,600	286,300	363,700	385,100	
48	252,700	288,200	365,100	386,600	
49	253,800	290,300	366,300	387,900	
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	

60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	

113	304,800	386,400	416,700		
114	305,000	387,300	417,000		
115	305,200	388,200	417,300		
116	305,500	389,100	417,500		
117	305,800	389,900	417,700		
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			
再任用職員	226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

1 この表は、教育委員会の指導主事に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員 以外の職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200

51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			

	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
再任用職員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び精神保健福祉士に適用する。

医療職給料表(3)

(単位：円)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100

37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	

90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			
141	303,100	334,200			
142	303,500	334,600			

143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
再任用職員	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。
医療職給料表(4)

(単位：円)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員 以外の職員	1	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400

20	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	283,700	319,800	341,400	382,100			

73	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	290,500	326,100	347,000	388,400			
86	290,700	326,500	347,300				
87	290,900	326,700	347,600				
88	291,100	327,000	347,900				
89	291,500	327,400	348,300				
90	291,700	327,800	348,600				
91	291,900	328,200	349,000				
92	292,100	328,600	349,300				
93	292,500	328,900	349,700				
94	292,700	329,100	350,000				
95	292,900	329,500	350,300				
96	293,200	329,800	350,600				
97	293,500	330,000	350,900				
98	293,700	330,300	351,300				
99	293,900	330,600	351,700				
100	294,200	330,900	352,100				
101	294,500	331,100	352,600				
102	294,700	331,400	353,000				
103	294,900	331,800	353,400				
104	295,200	332,000	353,800				
105	295,500	332,200	354,300				
106		332,400					
107		332,800					
108		333,000					
109		333,200					
110		333,600					
111		334,000					
112		334,400					
113		334,600					
再任用職員	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、獣医師に適用する。

第2条 壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」に改める。

第33条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年壱岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

別表中「376,000円」を「380,000円」に、「422,000円」を「427,000円」に、「472,000円」を「477,000円」に、「533,000円」を「539,000円」に改める。

第4条 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の壱岐市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の壱岐市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第57号

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び壱岐市会計
年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年
壱岐市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び
勤勉手当」に改める。

(壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
壱岐市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第18条」に、「第18条—第26条」を「第1
9条—第28条」に、「第27条・第28条」を「第29条・第30条」に、
「第29条—第31条」を「第31条—第33条」に改める。

第3条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末
手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第31条を第33条とし、第30条を第32条とし、第29条を第31条
とする。

第4章中第28条を第30条とし、第27条を第29条とする。

第3章中第26条を第28条とする。

第25条第1項中「第19条」を「第20条」に、「第20条」を「第2
1条」に改め、同項第1号中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改
め、同項第2号中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項第
3号中「第18条第3項」を「第19条第3項」に改め、同条を第27条と
する。

第24条を第26条とし、同条の前に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第25条 任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるもの者を除く。以下この条において同じ。）の勤勉手当の支給については、給与条例第33条の規定を準用する。この場合において、給与条例第33条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当及び調整手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定については、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の算定について準用する。

第23条第1項中「、若しくは失職し」を削り、同条を第24条とする。

第22条を第23条とする。

第21条中「第26条」を「第28条」に改め、同条を第22条とする。

第20条第2項中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第19条第2項から第4項までの規定中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とする。

第2章中第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条第2項中「第23条第2項及び第3項」を「第24条第2項及び第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第15条 任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第33条の規定を準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定については、勤勉手当の算定について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第58号

壱岐市税条例の一部改正について

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条

の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき壱岐市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第15条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動

車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第59号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法ならびに地方税法施行規則等の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額について、世帯内に令和5年11月以降に出産する予定（出産した）の国民健康被保険者がいる場合の当該被保険者の出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までにかかる所得割と均等割を減額（免除）する旨の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものである。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得

割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの

国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第60号

壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について

壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

令和6年3月31日をもって壱岐市立渡良保育所、壱岐市立初山保育所及び壱岐市立沼津保育所を閉所するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例

壱岐市へき地保育所設置条例（平成16年壱岐市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条の表壱岐市立渡良保育所の項、壱岐市立初山保育所の項及び壱岐市立沼津保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第61号

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係
条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

令和6年4月1日から壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適
用するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う
関係条例の整理に関する条例

(壱岐市行政組織条例の一部改正)

第1条 壱岐市行政組織条例（平成23年壱岐市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号エを削る。

(壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第2条 壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(壱岐市附属機関設置条例の一部改正)

第3条 壱岐市附属機関設置条例（平成18年壱岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第138条の4第3項」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条」を加える。

別表ア 市長の附属機関の部壱岐市公共下水道推進委員会の項及び壱岐市漁業集落排水処理施設推進委員会の項を削る。

別表に次の1表を加える。

ウ 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の附属機関

名称	担任する事務
壱岐市公共下水道推進委員会	壱岐市公共下水道の円滑な推進に関すること。
壱岐市漁業集落排水処理施設推進委員会	壱岐市漁業集落排水処理施設の円滑な推進に関すること。

(壱岐市職員定数条例の一部改正)

第4条 壱岐市職員定数条例(平成16年壱岐市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「347人」を「340人」に改め、同号ア中「イからカまで」を「イからオまで」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、同条第8号中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に、「13人」を「20人」に改める。

(壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第5条 壱岐市職員の定年等に関する条例(平成16年壱岐市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条中「壱岐市水道事業職員の給与に関する条例」を「壱岐市上下水道事業職員の給与に関する条例」に改める。

(壱岐市債権管理条例の一部改正)

第6条 壱岐市債権管理条例(平成31年壱岐市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第4条、第5条、第6条第1項、第14条第2項及び第15条中「規則」を「規則等」に改める。

(壱岐市特別会計条例の一部改正)

第7条 壱岐市特別会計条例(平成16年壱岐市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第8条 壱岐市漁業集落排水処理施設条例(平成16年壱岐市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削る。

第2条を削る。

第3条第7号中「規則で」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第3条とする。

第5条ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第8条とする。

第10条第4項中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第5項中「規則の」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第4項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第14条とする。

第16条第2項第1号ただし書及び第2号中「市長」を「管理者」に改め、同項第3号中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、

同条を第15条とする。

第17条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とする。

第21条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第20条とする。

第22条第1項ただし書及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第21条とする。

第23条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第22条とする。

第24条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第23条とする。

第25条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条を第24条とする。

第26条中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第25条とする。

第27条第1号中「第7条」を「第6条」に改め、同条第2号中「第8条」を「第7条」に改め、同条第4号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第5号中「第10条第5項」を「第9条第5項」に改め、同条第6号中「第17条」を「第16条」に改め、同条第7号中「第18条」を「第17条」に改め、同条第8号中「第22条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条第9号中「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「第19条」を「第18条」に、「第7条第2項」を「第6条第2項」に、「第10条第5項」を「第9条第5項」に、「第14条」を「第13条」に、「第16条第2項第3号」を「第15条第2項第3号」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条を第26条とする。

第28条を第27条とする。

別表第1中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、別表第2中「第25条関係」を「第24条関係」に改める。

(壱岐市公共下水道条例の一部改正)

第9条 壱岐市公共下水道条例（平成16年壱岐市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「規則で」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改める。

第3条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第4条第2号中「規則の」を「管理者が」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「壱岐市下水道排水設備指定工事店規則（平成16年壱岐市規則第122号）」を「壱岐市下水道排水設備指定工事店規程（令和6年壱岐市上下水道事業管理規程第号）」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条の2第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条の3中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に

改める。

第13条第1項、第2項ただし書及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第2項第1号ただし書及び第2号中「市長」を「管理者」に改め、同項第3号中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第3号及び第5号、第17条第1号、第18条第2号並びに第20条第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第21条中「市長」を「管理者」に改める。

第22条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第24条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第25条第1項ただし書及び第2項、第26条第1項並びに第27条中「市長」を「管理者」に改める。

第28条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正)

第10条 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例（平成23年壱岐市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条及び第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第11条 壱岐市水道事業の設置等に関する条例（平成16年壱岐市条例第211号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 水道事業の名称及び給水区域は、次のとおりとする。

名称	給水区域
郷ノ浦地区水道	壱岐市郷ノ浦町（郷ノ浦、本村触、東触、庄触、片原触、永田触、坪触、麦谷触、渡良東触、渡良西触、渡良南触、渡良浦、大島、長島、原島、田中触のうち字古城及び大谷（東触、片原触及び永田触は、志原初山地区水道の給水区域を除く。））の一部
志原初山地区水	壱岐市郷ノ浦町（平人触、釘山触、志原南触、志原

道	西触、大原触、初山東触、初山西触、若松触、物部本村触（沼津柳田地区水道の給水区域を除く。）、東触、永田触及び片原触（東触、永田触及び片原触は、郷ノ浦地区水道の給水区域を除く。））の一部
沼津柳田地区水道	壱岐市郷ノ浦町（長峰本村触、長峰東触、有安触、里触、新田触、小牧東触、小牧西触、物部本村触（志原初山地区水道の給水区域を除く。）、田中触（字古城及び大谷を除く。）、木田触、柳田触、牛方触、半城本村触及び大浦触）の一部
勝本浦地区水道	壱岐市勝本町（勝本浦、東触、仲触、西戸触、大久保触及び坂本触（東触、仲触、西戸触、大久保触及び坂本触は、湯本浦地区水道の給水区域を除く。））の一部
湯本浦地区水道	壱岐市勝本町（東触、仲触、西戸触、大久保触、坂本触（勝本浦地区水道の給水区域を除く。）、北触、新城東触、片山触、新城西触、立石西触、立石南触、立石仲触、立石東触、百合畑触、布気触、上場触、湯本浦、本宮仲触、本宮西触、本宮東触、本宮南触）の一部
芦辺地区水道	壱岐市芦辺町（瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎中山触、芦辺浦、諸吉大石触、諸吉東触、中野郷東触）の一部
箱崎国分地区水道	壱岐市芦辺町（箱崎釘ノ尾触、箱崎谷江触、箱崎本村触、箱崎江角触、箱崎諸津触、箱崎大左右触、箱崎中山触、国分当田触、国分本村触）の一部

深江住吉地区水道	壱岐市芦辺町（深江東触、深江本村触、深江南触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触、湯岳本村触、湯岳今坂触、湯岳興触、中野郷西触、中野郷本村触、中野郷東触、中野郷仲触、国分東触、国分本村触、国分川迎触、住吉東触、住吉山信触、住吉前触、住吉後触、諸吉仲触、諸吉二亦触）の一部
八幡諸吉地区水道	壱岐市芦辺町（芦辺浦、諸吉本村触、諸吉東触、諸吉南触、諸吉仲触、諸吉二亦触）の一部
石田地区水道	壱岐市石田町（本村触、南触、石田西触、石田東触、印通寺浦、池田西触、池田仲触、池田東触、筒城西触、山崎触、筒城仲触、筒城東触、久喜触、湯岳興触、湯岳射手吉触）の一部

(2) 水道事業の給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

水道名	給水人口	1日最大給水量
壱岐市水道事業	37,150人	17,829立方メートル

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業の名称及び排水区域は、次のとおりとする。

名称	排水区域
北部処理区	壱岐市郷ノ浦町（本村触、庄触、東触、片原触、郷ノ浦、志原西触）の一部
中央処理区	壱岐市郷ノ浦町（本村触、庄触、永田触、東触、片原触、郷ノ浦、田中触、半城本村触、志原西触）の一部

(2) 公共下水道事業の排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

排水区域面積	排水人口	1日最大処理能力
186.87ヘクタール	5,500人	1,640立方メートル

第2条に次の1項を加える。

4 漁業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 漁業集落排水事業における施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵美須地区漁業集落排水処理施設	壱岐市芦辺町瀬戸浦恵美須地区内
山崎地区漁業集落排水処理施設	壱岐市石田町山崎地区内
瀬戸・芦辺地区集落排水処理施設	壱岐市芦辺町瀬戸・芦辺地区内

(2) 漁業集落排水事業の処理区域、処理区域面積、処理人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

処理区域	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力
恵美須地区	7.66ヘクタール	310人	90立方メートル
山崎地区	7.00ヘクタール	310人	90立方メートル
瀬戸・芦辺地区	84.11ヘクタール	3,710人	610立方メートル

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第40

3号) 」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業の管理者(以下「管理者」という。)」を「水道事業及び下水道事業の管理者」に改め、「市長」の次に「(以下「管理者」という。)」

第4条第1項及び第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第8条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第9条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第62号

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部改正について

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

令和6年4月1日から壱岐市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例（令和元年壱岐市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

壱岐市上下水道事業職員の給与に関する条例

第1条及び第2条中「水道事業職員」を「上下水道事業職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第63号

壱岐市火災予防条例の一部改正について

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例

壱岐市火災予防条例（平成16年壱岐市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続さ

れ、」に、「当該接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第13条第1項を次のように改める。

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、

又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第16条第1項中「日本産業規格をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房 設備	気体 燃料	不燃以 外	開放式	組込型こ ろ・グリ ル付こ んろ・ グリ ドル付 こんろ、キ	1.4kW以下	1	0	15	15	15	注：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離
----------	----------	----------	-----	--	---------	---	---	----	----	----	--------------------------------------

			ヤビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ					を示す。
			据置型レン ジ	2 1 kW以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注
不燃	開放式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ヤビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ヤビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	1 4 kW以下	8 0 0	0	—	0
			据置型レン ジ	2 1 kW以下	8 0 0	0	—	0
固体 燃料	不燃以 外	木炭を 燃料と するも	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0	5 0	5 0

	の							
	不燃	木炭を炭火焼き器	—	80	30	—	30	
		燃料と						
		するもの						
		の						
	上記に分類されないもの	使用温度が	—	25	20	30	20	
		800℃以上		0	0	0	0	
		のもの						
		使用温度が	—	15	10	20	10	
		300℃以上		0	0	0	0	
		800℃						
		未満のもの						
		使用温度が	—	10	50	10	50	
		300℃未		0		0		
		満のもの						

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の壱岐市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用

については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の壱岐市火災予防条例（以下「新条例」という。）第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（事項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第64号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市テレワーク施設
位置 壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外
- 2 指定管理者
壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5
一般社団法人 壱岐みらい創りサイト
代表理事 吉田 寛
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市テレワーク施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第65号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市芦辺浦住民集会所
位置 壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3
- 2 指定管理者
壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3
芦辺浦商業組合
組合長 篠崎 勉
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市芦辺浦住民集会所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第66号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市自動車教習場
位置 壱岐市郷ノ浦町田中触991番地1
- 2 指定管理者
佐世保市椎木町320番地
株式会社 共立自動車学校
代表取締役 長島 正太郎
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市自動車教習場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第67号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市高等職業訓練校
位置 壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、1213番地5
- 2 指定管理者
壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、1213番地5
職業訓練法人 壱岐高等職業訓練協会
会長 松永 裕一
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市高等職業訓練校の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第68号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 マリンパル壱岐

位置 壱岐市石田町印通寺浦471番地2

2 指定管理者

壱岐市石田町印通寺浦471番地2

有限会社 マリンパル壱岐

取締役 赤木 英機

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

マリンパル壱岐の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第69号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 原の辻一支国王都復元公園
位置 壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外
- 2 指定管理者
壱岐市芦辺町諸吉本村触38番地
特定非営利活動法人 一支國研究会
理事長 伊佐藤 由紀子
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

原の辻一支国王都復元公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第70号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 青嶋公園
位置 壱岐市芦辺町諸吉南触1691番地
- 2 指定管理者
壱岐市芦辺町芦辺浦562番地
壱岐市森林組合
代表理事組合長 深見 忠生
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

青嶋公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

令和5年度

一般会計補正予算書

(第5号)

老岐市

議案第71号

令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 162,745 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,079,204 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,803,870	176,674	9,980,544
	1 地方交付税	9,803,870	176,674	9,980,544
15 国庫支出金		2,755,138	△7,211	2,747,927
	1 国庫負担金	1,703,183	△3,481	1,699,702
	2 国庫補助金	1,043,287	△3,730	1,039,557
16 県支出金		2,102,277	19,097	2,121,374
	1 県負担金	714,468	△8,341	706,127
	2 県補助金	1,326,732	27,438	1,354,170
21 諸収入		177,457	6,785	184,242
	4 雑入	146,634	6,785	153,419
22 市債		2,203,900	△32,600	2,171,300
	1 市債	2,203,900	△32,600	2,171,300
歳入合計		24,916,459	162,745	25,079,204

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		145,507	1,437	146,944
	1 議会費	145,507	1,437	146,944
2 総務費		4,780,438	28,546	4,808,984
	1 総務管理費	4,465,794	26,346	4,492,140
	2 徴税費	205,451	△1,593	203,858
	3 戸籍住民基本台帳費	56,892	3,372	60,264
	4 選挙費	22,392	280	22,672
	6 監査委員費	20,492	141	20,633
3 民生費		6,253,670	114,053	6,367,723
	1 社会福祉費	3,478,030	24,579	3,502,609
	2 児童福祉費	1,912,110	38,640	1,950,750
	3 生活保護費	853,492	50,769	904,261
	4 国民年金費	9,538	65	9,603
4 衛生費		2,705,384	18,700	2,724,084
	1 保健衛生費	1,657,790	17,894	1,675,684
	2 清掃費	1,047,594	806	1,048,400
5 農林水産業費		2,237,426	16,684	2,254,110
	1 農業費	1,088,250	16,660	1,104,910
	2 林業費	54,726	0	54,726
	3 水産業費	1,094,450	24	1,094,474
6 商工費		640,887	△644	640,243
	1 商工費	640,887	△644	640,243
7 土木費		1,803,412	△64,582	1,738,830
	1 土木管理費	131,592	338	131,930
	2 道路橋りょう費	711,100	△16,304	694,796
	3 河川費	75,177	0	75,177
	4 港湾費	275,423	△49,127	226,296
	6 下水道費	216,647	511	217,158
8 消防費		861,955	10,097	872,052
	1 消防費	861,955	10,097	872,052
9 教育費		2,095,131	9,150	2,104,281
	1 教育総務費	259,901	2,338	262,239
	4 幼稚園費	228,434	3,811	232,245

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費	5 社会教育費	570,020	2,051	572,071
	6 保健体育費	130,668	814	131,482
	7 学校給食費	292,588	136	292,724
10 災害復旧費		131,598	27,990	159,588
	1 農林水産施設 災害復旧費	94,322	2,190	96,512
	2 公共土木施設 災害復旧費	37,276	25,800	63,076
12 諸支出金		44,627	1,314	45,941
	1 公営企業費	44,627	1,314	45,941
歳出合計		24,916,459	162,745	25,079,204

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	45,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	75,000
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	42,000
		公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）	13,000
合 計			175,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
マリンパル壱岐指定管理料	令和 6年度から令和 8年度まで	16,533
原の辻一支国王都復元公園指定管理料	令和 6年度から令和 8年度まで	92,400
芦辺浦住民集会所指定管理料	令和 6年度から令和 8年度まで	3,000
テレワーク施設指定管理料	令和 6年度から令和 8年度まで	11,358
青嶋公園指定管理料	令和 6年度から令和10年度まで	27,600

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	251,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	248,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	808,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	803,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農 林 水 産 債	60,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	67,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
土 木 債	324,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	278,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	12,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	25,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	9,803,870	176,674	9,980,544
15 国庫支出金	2,755,138	△7,211	2,747,927
16 県支出金	2,102,277	19,097	2,121,374
21 諸収入	177,457	6,785	184,242
22 市債	2,203,900	△32,600	2,171,300
歳入合計	24,916,459	162,745	25,079,204

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	145,507	1,437	146,944
2 総 務 費	4,780,438	28,546	4,808,984
3 民 生 費	6,253,670	114,053	6,367,723
4 衛 生 費	2,705,384	18,700	2,724,084
5 農 林 水 産 業 費	2,237,426	16,684	2,254,110
6 商 工 費	640,887	△644	640,243
7 土 木 費	1,803,412	△64,582	1,738,830
8 消 防 費	861,955	10,097	872,052
9 教 育 費	2,095,131	9,150	2,104,281
10 災 害 復 旧 費	131,598	27,990	159,588
12 諸 支 出 金	44,627	1,314	45,941
歳 出 合 計	24,916,459	162,745	25,079,204

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			1,437
13,813			14,733
55			113,998
			18,700
3,453	7,300		5,931
			△644
△17,598	△52,500		5,516
			10,097
△1,037			10,187
13,200	12,600		2,190
			1,314
11,886	△32,600		183,459

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	9,803,870	176,674	9,980,544
	1 地方交付税	9,803,870	176,674	9,980,544
	1 地方交付税	9,803,870	176,674	9,980,544

15	国庫支出金	2,755,138	△7,211	2,747,927
	1 国庫負担金	1,703,183	△3,481	1,699,702
	1 民生費国庫負担金	1,609,919	△16,681	1,593,238
	3 災害復旧費国庫負担金	20,400	13,200	33,600
	2 国庫補助金	1,043,287	△3,730	1,039,557
	1 総務費国庫補助金	538,686	13,813	552,499
	2 民生費国庫補助金	144,686	55	144,741
	4 土木費国庫補助金	197,620	△17,598	180,022

16	県支出金	2,102,277	19,097	2,121,374
	1 県負担金	714,468	△8,341	706,127
	2 民生費県負担金	620,628	△8,341	612,287
	2 県補助金	1,326,732	27,438	1,354,170
	2 民生費県補助金	112,905	25,022	137,927
	4 農林水産業費県補助金	732,563	3,453	736,016
	7 教育費県補助金	38,125	△1,037	37,088

21	諸収入	177,457	6,785	184,242
	4 雑入	146,634	6,785	153,419
	3 雑入	143,642	348	143,990
	5 過年度収入	2	6,437	6,439

11 地方交付税 - 21 諸収入
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	176,674	普通交付税 特別交付税	151,223 25,451

1 社会福祉費負担金	△16,681	自立支援給付費負担金	△16,681
1 公共土木施設災害復旧費負担金	13,200	公共土木施設災害復旧費負担金	13,200
1 総務費補助金	13,813	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 個人番号カード交付事務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,068 400 11,345
1 社会福祉費補助金	55	障害者総合支援事業費補助金	55
1 道路事業費補助金	△17,598	社会資本整備総合交付金 道路メンテナンス事業費補助金 交通安全対策事業費補助金	△6,555 △14,490 3,447

1 社会福祉費負担金	△8,341	自立支援給付費負担金	△8,341
1 社会福祉費補助金	25,022	重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業補助金	25,022
1 農業費補助金	3,453	農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金 ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	829 2,624
3 社会教育費補助金	△1,037	指定文化財保存整備事業補助金	△1,037

19 雑入（農林課）	348	雑入	348
1 過年度収入（国庫支出金）	2,422	過年度収入（国庫支出金）	2,422

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計

22		市債	2,203,900	△32,600	2,171,300
	1	市債	2,203,900	△32,600	2,171,300
		1 辺地対策事業債	251,700	△2,800	248,900
		2 過疎対策事業債	1,058,500	△4,600	1,053,900
		6 農林水産債	60,400	7,300	67,700
		7 土木債	324,000	△45,100	278,900
		10 災害復旧事業債	12,600	12,600	25,200

21 諸収入 - 22 市債
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 過年度収入（県支出金）	4,015	過年度収入（県支出金）	3,231
		過年度収入（県支出金）	784
1 辺地対策事業債	△2,800	辺地対策事業	△2,800
1 過疎対策事業債	△4,600	過疎対策事業	△4,600
1 緊急自然災害防止対策事業債	5,300	緊急自然災害防止対策事業債	5,300
3 公共事業等債	2,000	公共事業等債	2,000
3 緊急自然災害防止対策事業債	△400	緊急自然災害防止対策事業債	△400
4 公共事業等債	△44,700	公共事業等債	△44,700
1 単独災害復旧事業債	9,300	公共土木施設等災害復旧事業（現年災単独）	9,300
2 補助災害復旧事業債	3,300	公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助）	3,300

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	議会費	145,507	1,437	146,944				1,437
1	議会費	145,507	1,437	146,944				1,437
1	1 議会費	145,507	1,437	146,944				1,437

2	総務費	4,780,438	28,546	4,808,984	13,813			14,733
1	総務管理費	4,465,794	26,346	4,492,140	11,345			15,001
1	1 一般管理費	921,944	10,287	932,231				10,287

1 議会費 - 2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	154	一般職給 行政職給 (一般職)	154
3 職員手当等	794	扶養手当 期末手当 期末手当 (一般職) 期末手当 (議員) 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職)	5 105 536 103 45
4 共済費	18	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職)	18
14 工事請負費	471	建設工事費 (事業用資産) 改修工事	

1 報酬	2,063	会計年度任用職員報酬	2,063
2 給料	1,781	一般職給 行政職給 (一般職) 会計年度任用職員 行政職給 (会計年度任用職)	△601 2,382
3 職員手当等	5,904	扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) 通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム 時間外勤務手当 時間外勤務手当 (一般職) 期末手当 期末手当 (一般職) 期末手当 (特別職) 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 期末手当 (会計年度任用職) パートタイム 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職)	130 △152 25 4,366 182 83 598 291 266 115
4 共済費	444	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 共済組合負担金 (特別職)	△511 10

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 企画費	2,659,491	2,167	2,661,658				2,167
8 地区事務所費	45,296	2,181	47,477				2,181
11 土地対策費	12,014	349	12,363				349
12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	232,185	11,362	243,547	11,345			17
2 徴税费	205,451	△1,593	203,858				△1,593
1 税務総務費	149,191	△1,861	147,330				△1,861

2 総務費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			共済組合負担金 (会計年度任用職)	726
			社会保険料	219
8 旅 費	95		費用弁償	95
18 負担金、補助 及び交付金	2,167		事業費補助金 島外通勤・通学者交通費助成事業	2,167
2 給 料	1,410		会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	1,410
3 職員手当等	371		期末手当 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム	371
4 共 済 費	400		共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職)	400
2 給 料	208		会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	208
3 職員手当等	76		期末手当 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム	76
4 共 済 費	65		共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職)	65
11 役 務 費	10		手数料 振込手数料	10
18 負担金、補助 及び交付金	11,335		事業費補助金 生活物資等運送支援事業 沓崎市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金	6,500 4,835
22 償還金、利子 及び割引料	17		返納金 国庫支出金精算返納金	17
2 給 料	△1,763		一般職給 行政職給 (一般職)	△1,763
3 職員手当等	102		扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) 期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職)	△104 △34 12 63 165
4 共 済 費	△200		共済組合負担金	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 賦課徴収費	56,260	268	56,528				268
3	戸籍住民基本台帳費	56,892	3,372	60,264	2,468			904
	1 戸籍住民基本台帳費	56,892	3,372	60,264	2,468			904
4	選挙費	22,392	280	22,672				280
	1 選挙管理委員会費	4,002	280	4,282				280
6	監査委員費	20,492	141	20,633				141
	1 監査委員費	20,492	141	20,633				141

2 総務費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			共済組合負担金（一般職）	△200
2 給料	154	154	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	154
3 職員手当等	54	54	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム	54
4 共済費	60	60	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）	60
2 給料	468	468	一般職給 行政職給（一般職）	468
3 職員手当等	271	△46 159 158	扶養手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	
4 共済費	165	165	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	165
7 報償費	400	400	報償金（品） 報償金	400
12 委託料	1,353	1,353	一般業務委託料 システム改修業務	1,353
18 負担金、補助及び交付金	715	715	負担金 システム改修負担金	715
2 給料	144	144	一般職給 行政職給（一般職）	144
3 職員手当等	71	38 33	期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	
4 共済費	65	65	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	65
2 給料	26	26	一般職給 行政職給（一般職）	26

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

3	民生費	6,253,670	114,053	6,367,723	55			113,998
	1 社会福祉費	3,478,030	24,579	3,502,609	55			24,524
	1 社会福祉総務費	1,285,585	22,357	1,307,942	55			22,302
	2 社会福祉施設費	227,715	1,030	228,745				1,030
	4 国民健康保険事業費	311,645	△3,986	307,659				△3,986

2 総務費 - 3 民生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	95	期末手当 期末手当（一般職） 49 勤勉手当 46
4 共 済 費	20	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 20

2 給 料	1,028	一般職給 行政職給（一般職） 665 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 363
3 職員手当等	598	扶養手当 △39 期末手当 期末手当（一般職） 292 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 102 勤勉手当 243
4 共 済 費	207	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 111 共済組合負担金（会計年度任用職） 96
18 負担金、補助及び交付金	110	負担金 縣市町村行政振興協議会 110
22 償還金、利子及び割引料	20,414	返納金 国庫支出金精算返納金 13,758 県支出金精算返納金 6,656
2 給 料	511	一般職給 行政職給（一般職） 45 医療職給（一般職） 45 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 421
3 職員手当等	306	期末手当 期末手当（一般職） 92 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 126 勤勉手当 88
4 共 済 費	213	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 37 共済組合負担金（会計年度任用職） 176
2 給 料	158	一般職給 行政職給（一般職） 158

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 介護保険事業費	625,512	161	625,673				161
6 老人福祉施設費	313,555	4,536	318,091				4,536

3 民生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	117	期末手当 期末手当（一般職） 62 勤勉手当 55
4 共 済 費	75	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 75
27 繰 出 金	△4,336	国民健康保険事業特別会計繰出金 △4,336
2 給 料	△366	一般職給 行政職給（一般職） 115 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △481
3 職員手当等	215	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △26 期末手当 期末手当（一般職） 77 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △86 勤勉手当 70 児童手当 児童手当（一般職） 180
4 共 済 費	△18	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 105 共済組合負担金（会計年度任用職） △123
27 繰 出 金	330	介護保険事業特別会計繰出金 330
2 給 料	2,457	一般職給 行政職給（一般職） 159 医療職給（一般職） 55 現業職給（一般職） 38 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 88 医療職給（会計年度任用職） 2,117
3 職員手当等	1,219	扶養手当 60 通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △49 期末手当 期末手当（一般職） 299 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 578 勤勉手当 271 児童手当 児童手当（一般職） 60
4 共 済 費	860	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 218 共済組合負担金（会計年度任用職） 642

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 後期高齢者 医療費	612,893	481	613,374				481
2 児童福祉費	1,912,110	38,640	1,950,750				38,640
1 児童福祉総 務費	320,460	12,432	332,892				12,432
2 児童措置費	871,063	11,377	882,440				11,377
3 母子福祉費	8,692	351	9,043				351
4 保育所費	704,492	14,480	718,972				14,480

3 民生費
(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	221	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	125 96
3 職員手当等	133	期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当	54 30 49
4 共済費	127	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）	71 56
2 給料	576	一般職給 行政職給（一般職） 医療職給（一般職）	471 105
3 職員手当等	798	扶養手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	50 370 333 45
4 共済費	295	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	295
22 償還金、利子及び割引料	10,763	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	6,147 4,616
22 償還金、利子及び割引料	11,377	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	11,250 127
2 給料	222	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	222
3 職員手当等	66	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム	66
4 共済費	63	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）	63
2 給料	8,332	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	1,116 5,745

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	生活保護費	853,492	50,769	904,261				50,769
	1 生活保護総務費	90,683	50,769	141,452				50,769
4	国民年金費	9,538	65	9,603				65
	1 国民年金事務費	9,538	65	9,603				65

4	衛生費	2,705,384	18,700	2,724,084				18,700
---	-----	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

3 民生費 - 4 衛生費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		医療職給 (会計年度任用職)	363
		現業職給 (会計年度任用職)	1,108
3 職員手当等	3,822	扶養手当	120
		通勤手当	
		通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム	63
		期末手当	
		期末手当 (一般職)	693
		期末手当 (会計年度任用職) フルタイム	2,140
		勤勉手当	641
		児童手当	
		児童手当 (一般職)	90
		児童手当 (会計年度任用職) フルタイム	75
4 共 済 費	2,326	共済組合負担金	
		共済組合負担金 (一般職)	361
		共済組合負担金 (会計年度任用職)	1,887
		共済組合負担金 (公立学校)	78
2 給 料	189	一般職給	
		行政職給 (一般職)	189
3 職員手当等	438	期末手当	
		期末手当 (一般職)	226
		勤勉手当	212
4 共 済 費	142	共済組合負担金	
		共済組合負担金 (一般職)	142
22 償還金、利子及び割引料	50,000	返納金	
		国庫支出金精算返納金	50,000
2 給 料	29	一般職給	
		行政職給 (一般職)	29
3 職員手当等	27	通勤手当	
		通勤手当 (一般職)	△16
		期末手当	
		期末手当 (一般職)	23
		勤勉手当	20
4 共 済 費	9	共済組合負担金	
		共済組合負担金 (一般職)	9

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生費	1,657,790	17,894	1,675,684				17,894
1 保健衛生総務費	460,919	△2,300	458,619				△2,300
2 予防費	233,576	20,194	253,770				20,194
2 清掃費	1,047,594	806	1,048,400				806
1 清掃総務費	60,617	735	61,352				735
4 合併処理浄化槽設置整備費	72,400	71	72,471				71

4 衛生費
(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	639	一般職給 行政職給 (一般職) 医療職給 (一般職) 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	481 50 108
3 職員手当等	644	通勤手当 通勤手当 (一般職) 期末手当 期末手当 (一般職) 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 勤勉手当	17 308 32 287
4 共済費	330	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 共済組合負担金 (会計年度任用職)	323 7
12 委託料	△5,651	一般業務委託料 システム整備業務	△5,651
22 償還金、利子及び割引料	1,738	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	1,499 239
3 職員手当等	2,463	時間外勤務手当 時間外勤務手当 (一般職)	2,463
22 償還金、利子及び割引料	17,731	返納金 国庫支出金精算返納金	17,731
2 給料	265	一般職給 行政職給 (一般職)	265
3 職員手当等	327	期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当	171 156
4 共済費	143	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職)	143
2 給料	13	一般職給 行政職給 (一般職)	13
3 職員手当等	48	期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当	25 23

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

5	農林水産業費	2,237,426	16,684	2,254,110	3,453	7,300		5,931
	1 農業費	1,088,250	16,660	1,104,910	3,453	8,700		4,507
	1 農業委員会費	47,057	254	47,311				254
	2 農業総務費	94,349	1,686	96,035				1,686
	3 農業振興費	153,409	4,241	157,650	3,453			788
	4 畜産業費	270,573	1,692	272,265				1,692

4 衛生費 - 5 農林水産業費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
4 共 済 費	10	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職)		10
2 給 料	82	一般職給 行政職給 (一般職)		82
3 職 員 手 当 等	142	期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当		74 68
4 共 済 費	30	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職)		30
2 給 料	670	一般職給 行政職給 (一般職) 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)		580 90
3 職 員 手 当 等	675	期末手当 期末手当 (一般職) 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 勤勉手当		336 29 310
4 共 済 費	341	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 共済組合負担金 (会計年度任用職)		335 6
18 負担金、補助 及び交付金	4,241	事業費補助金 ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業 農地中間管理機構地域集積金補助金		3,412 829
2 給 料	753	一般職給 行政職給 (一般職) 医療職給 (一般職) 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)		169 296 288
3 職 員 手 当 等	654	期末手当 期末手当 (一般職) 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 勤勉手当		303 75 276
4 共 済 費	285	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 共済組合負担金 (会計年度任用職)		169 116

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 農地費	522,862	8,787	531,649		8,700		87
2 林業費	54,726	0	54,726		1,800		△1,800
2 林業振興費	53,018	0	53,018		1,800		△1,800
3 水産業費	1,094,450	24	1,094,474		△3,200		3,224
1 水産業総務費	169,439	888	170,327				888
3 漁港管理費	228,482	△942	227,540		△3,200		2,258
5 漁業集落環境整備費	97,693	78	97,771				78

6	商工費	640,887	△644	640,243				△644
1	商工費	640,887	△644	640,243				△644
1	商工総務費	133,305	△1,964	131,341				△1,964

5 農林水産業費 - 6 商工費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	8,787	建設工事費 (事業用資産) 改修工事
		(財源調整)
2 給料	370	一般職給 行政職給 (一般職) 370
3 職員手当等	326	期末手当 171 期末手当 (一般職) 155 勤勉手当
4 共済費	192	共済組合負担金 192 共済組合負担金 (一般職)
10 需用費	2,000	修繕料 2,000 施設修繕料 (その他)
18 負担金、補助及び交付金	△2,942	負担金 △2,942 県営漁港事業
27 繰出金	78	下水道事業特別会計繰出金 78 漁業集落排水整備事業特別会計繰出金 (基準外)

2 給料	△407	一般職給 △581 行政職給 (一般職) 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) 174
3 職員手当等	△1,236	扶養手当 △150 通勤手当 △20 通勤手当 (一般職) △170 管理職手当 △128 期末手当 57 期末手当 (一般職) 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 勤勉手当 △35 单身赴任手当 △380 地域手当 △410
4 共済費	△321	共済組合負担金 △383 共済組合負担金 (一般職)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工振興費	196,636	1,320	197,956				1,320

7	土木費	1,803,412	△64,582	1,738,830	△17,598	△52,500		5,516
1	土木管理費	131,592	338	131,930				338
	1 土木総務費	131,592	338	131,930				338
2	道路橋りょう費	711,100	△16,304	694,796	△17,598	△7,400		8,694
	3 道路橋りょう新設改良費	499,150	△16,304	482,846	△17,598	△7,400		8,694
3	河川費	75,177	0	75,177				
	2 急傾斜地崩壊対策費	63,453	0	63,453				
4	港湾費	275,423	△49,127	226,296		△45,100		△4,027
	1 港湾管理費	275,423	△49,127	226,296		△45,100		△4,027

6 商工費 - 7 土木費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		共済組合負担金 (会計年度任用職)	62
18 負担金、補助及び交付金	1,320	事業費補助金 企業立地促進事業	1,320

2 給料	△224	一般職給 行政職給 (一般職) 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	△348 124
3 職員手当等	460	期末手当 期末手当 (一般職) 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 勤勉手当	214 37 209
4 共済費	102	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 共済組合負担金 (会計年度任用職)	82 20
12 委託料	2,000	建設業務委託料 (インフラ資産) 測量設計業務	2,000
14 工事請負費	△12,804	建設工事費 (インフラ資産) 改修工事	
16 公有財産購入費	△1,500	土地購入費 土地購入費 (インフラ資産)	△1,500
21 補償、補填及び賠償金	△4,000	補償費 (インフラ資産) 水道管布設替補償費 電柱移設替補償費	△3,000 △1,000
12 委託料	△1,690	建設業務委託料 (インフラ資産) 測量設計業務	△1,690
14 工事請負費	1,690	建設工事費 (インフラ資産) 改修工事	
10 需用費	1,000	修繕料	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6	下水道費	216,647	511	217,158			511
	1 公共下水道費	216,647	511	217,158			511

8	消防費	861,955	10,097	872,052			10,097
	1 消防費	861,955	10,097	872,052			10,097
	1 常備消防費	686,176	10,097	696,273			10,097

9	教育費	2,095,131	9,150	2,104,281	△1,037		10,187
	1 教育総務費	259,901	2,338	262,239			2,338
	2 事務局費	189,056	2,338	191,394			2,338

7 土木費 - 9 教育費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		施設修繕料（その他） 1,000
18 負担金、補助及び交付金	△50,127	負担金 県営港湾整備事業 △50,127
27 繰出金	511	下水道事業特別会計繰出金 公共下水道事業特別会計繰出金（基準外） 511

2 給料	3,608	一般職給 行政職給（一般職） 3,608
3 職員手当等	5,021	扶養手当 90 住居手当 24 通勤手当 通勤手当（一般職） △26 時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職） 1,500 期末手当 期末手当（一般職） 1,704 勤勉手当 1,534 児童手当 児童手当（一般職） 195
4 共済費	1,468	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 1,468

2 給料	1,173	一般職給 行政職給（一般職） 969 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 204
3 職員手当等	781	扶養手当 △172 住居手当 △192 通勤手当 通勤手当（一般職） 34 管理職手当 272 期末手当 期末手当（一般職） 364 期末手当（特別職） 33

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4	幼稚園費	228,434	3,811	232,245				3,811
	1 幼稚園費	228,434	3,811	232,245				3,811
5	社会教育費	570,020	2,051	572,071	△1,037			3,088
	1 社会教育総務費	95,713	867	96,580				867

9 教育費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		期末手当（会計年度任用職）フルタイム	37
		勤勉手当	355
		児童手当	
		児童手当（一般職）	40
		特地勤務手当	10
4 共 済 費	384	共済組合負担金	
		共済組合負担金（一般職）	258
		共済組合負担金（特別職）	7
		共済組合負担金（公立学校）	41
		共済組合負担金（会計年度任用職）	78
2 給 料	1,758	一般職給	
		行政職給（一般職）	790
		会計年度任用職給	
		行政職給（会計年度任用職）	822
		医療職給（会計年度任用職）	146
3 職 員 手 当 等	1,365	扶養手当	150
		通勤手当	
		通勤手当（一般職）	51
		期末手当	
		期末手当（一般職）	466
		期末手当（会計年度任用職）フルタイム	276
		勤勉手当	407
		児童手当	
		児童手当（一般職）	15
4 共 済 費	688	共済組合負担金	
		共済組合負担金（公立学校）	406
		共済組合負担金（会計年度任用職）	282
2 給 料	112	一般職給	
		行政職給（一般職）	112
3 職 員 手 当 等	530	扶養手当	157
		住居手当	192
		通勤手当	
		通勤手当（一般職）	△33
		管理職手当	△272
		期末手当	
		期末手当（一般職）	261
		勤勉手当	225
4 共 済 費	225	共済組合負担金	
		共済組合負担金（一般職）	225

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 公民館費	188,168	1,270	189,438				1,270
5 図書館費	35,199	732	35,931				732
6 文化財保護費	234,447	△818	233,629	△1,037			219
6 保健体育費	130,668	814	131,482				814
1 保健体育総務費	130,668	814	131,482				814
7 学校給食費	292,588	136	292,724				136
1 学校給食費	292,588	136	292,724				136

9 教育費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料		857	会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	857
3 職員手当等		281	期末手当 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム	281
4 共済費		132	共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職)	132
2 給料		493	会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	493
3 職員手当等		136	期末手当 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム	136
4 共済費		103	共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職)	103
2 給料		96	会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	96
3 職員手当等		30	期末手当 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム	30
4 共済費		56	共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職)	56
18 負担金、補助及び交付金		△1,000	事業費補助金 指定文化財保護管理	△1,000
2 給料		554	会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	554
3 職員手当等		175	期末手当 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム	175
4 共済費		85	共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職)	85
2 給料		27	一般職給 行政職給 (一般職)	27
3 職員手当等		90	期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当	46 44
4 共済費		19	共済組合負担金	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

10		災害復旧費	131,598	27,990	159,588	13,200	12,600		2,190
	1	農林水産施設災害復旧費	94,322	2,190	96,512				2,190
	1	農地及び農業用施設災害復旧費	94,322	2,190	96,512				2,190
	2	公共土木施設災害復旧費	37,276	25,800	63,076	13,200	12,600		
	1	公共土木施設災害復旧費	37,276	25,800	63,076	13,200	12,600		

12		諸支出金	44,627	1,314	45,941				1,314
	1	公営企業費	44,627	1,314	45,941				1,314
	1	公営企業費	44,627	1,314	45,941				1,314

9 教育費 - 12 諸支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		共済組合負担金（一般職）	19
10 需用費	539	修繕料 施設修繕料（その他）	539
14 工事請負費	△539	建設工事費（事業用資産） 改修工事	

8 旅費	116	普通旅費	116
10 需用費	2,050	消耗品費 燃料費 修繕料 施設修繕料（その他）	13 37 2,000
11 役務費	24	通信運搬費 郵便料	24
10 需用費	1,300	修繕料 施設修繕料（道路橋りょう）	1,300
14 工事請負費	24,500	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事	

27 繰出金	1,314	三島航路事業特別会計繰出金	1,314

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	そ の 他 手 当	計				
補正後	長 等	3		23,232	3.35月分 7,877	2,316	33,425	4,990	38,415	
	議 員	15	55,860		3.35月分 18,202		74,062	17,218	91,280	
	その他	1,786	109,599				109,599		109,599	
	計	1,804	165,459	23,232	26,079	2,316	217,086	22,208	239,294	
補正前	長 等	3		23,232	3.30月分 7,761	2,316	33,309	4,973	38,282	
	議 員	15	55,860		3.30月分 17,666		73,526	17,218	90,744	
	その他	1,786	109,599				109,599		109,599	
	計	1,804	165,459	23,232	25,427	2,316	216,434	22,191	238,625	
比 較	長 等				116		116	17	133	
	議 員				536		536		536	
	その他									
	計				652		652	17	669	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(426) 544	440,202	1,777,467	1,152,559	3,370,228	665,384	4,035,612	
補正前	(409) 550	438,139	1,750,689	1,124,822	3,313,650	655,793	3,969,443	
比較	(17) △ 6	2,063	26,778	27,737	56,578	9,591	66,169	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後	54,635	11,458	27,239	35,504	103,747	2,254	744	9,132	17,732	28,786
	補正前	54,384	11,434	27,405	35,504	95,418	2,254	744	9,132	17,732	28,956
	比較	251	24	△ 166		8,329					
の 内 訳	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	454,415	243,462	35,805	121,695	1,000	1,124	2,779	515	533	1,152,559
	補正前	441,856	236,797	34,780	121,695	1,000	1,534	2,769	515	913	1,124,822
	比較	12,559	6,665	1,025			△ 410	10		△ 380	27,737

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	374		1,364,636	971,580	2,336,216	482,610	2,818,826	
補正前	380		1,356,010	949,442	2,305,452	478,233	2,783,685	
比 較	△ 6		8,626	22,138	30,764	4,377	35,141	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,635	11,458	18,955	32,660	90,847	2,254	744	7,908	17,732	28,786
	補正前	54,384	11,434	19,134	32,660	82,518	2,254	744	7,908	17,732	28,956
	比 較	251	24	△ 179		8,329					

の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	303,188	243,462	31,305	121,695	1,000	1,124	2,779	515	533	971,580
	補正前	296,140	236,797	30,355	121,695	1,000	1,534	2,769	515	913	949,442
	比 較	7,048	6,665	950			△ 410	10		△ 380	22,138

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(426) 170	440,202	412,831	180,979	1,034,012	182,774	1,216,786	
補正前	(409) 170	438,139	394,679	175,380	1,008,198	177,560	1,185,758	
比 較	(17)	2,063	18,152	5,599	25,814	5,214	31,028	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後			8,284	2,844	12,900			1,224		
	補正前			8,271	2,844	12,900			1,224		
	比 較			13							
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	151,227		4,500							180,979
	補正前	145,716		4,425							175,380
	比 較	5,511		75							5,599

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考			
給 料	8,626	給与改定に伴う増減分	18,178	給与改定に伴う分	18,178	平均改定率	1.10%	
		昇給に伴う増加分						
		その他の増減分	△ 9,552	職員の異動等に伴う分	△ 9,552	退職	5人	育児休業
						休職	3人	
						会計間異動等		
						減	1人	
職員手当	22,138	給与改定に伴う増減分	6,428	給与改定に伴う分				
				期末手当	3,488			
				勤勉手当	2,940			
		制度改正に伴う増減分	12,008	制度改正に伴う分		12月支給率の改定		
				期末手当	6,124	1.20→1.25 (一般職)		
				勤勉手当	5,884	1.65→1.70 (特別職)		
						1.00→1.05		
		その他の増減分	3,702	職員の異動等に伴う分				
				扶養手当	251			
				住居手当	24			
				通勤手当	△ 179			
				時間外勤務手当	8,329			
				期末手当	△ 2,564			
				勤勉手当	△ 2,159			
				児童手当	950			
				管理職手当	△ 170			
				単身赴任手当	△ 380			
				地域手当	△ 410			
				特地勤務手当	10			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,381,099	18,650,281	2,419,800	2,469,652	18,600,429
(1) 総務	79,490	104,203	64,800	9,092	159,911
(2) 民生	46,419	49,689	44,800	2,260	92,229
(3) 衛生	0	0	134,100	0	134,100
(4) 農林水産	818,063	731,904	136,300	126,782	741,422
(5) 商工	100,613	92,700	0	10,497	82,203
(6) 土木	377,981	512,936	118,800	54,974	576,762
(7) 公営住宅	1,039,051	1,073,182	199,300	42,305	1,230,177
(8) 消防	165,287	166,484	183,100	20,668	328,916
(9) 教育	854,761	810,077	53,700	83,899	779,878
(10) 辺地	1,797,523	1,835,672	327,500	292,836	1,870,336
(11) 過疎	6,811,127	6,918,767	1,157,400	746,804	7,329,363
(12) 合併特例	7,290,784	6,354,667	0	1,079,535	5,275,132
2. 災害復旧債	657,874	656,967	57,000	89,537	624,430
(1) 補助	272,507	251,062	21,400	35,467	236,995
(2) 単独	385,367	405,905	35,600	54,070	387,435
3. その他	6,257,309	5,836,352	81,000	559,631	5,357,721
(1) 臨時財政対策債	6,222,285	5,801,328	81,000	555,253	5,327,075
(2) 減収補填債	35,024	35,024	0	4,378	30,646
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合計	26,296,282	25,143,600	2,557,800	3,118,820	24,582,580

令和5年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書

(第2号)

老 岐 市

議案第 7 2 号

令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,527 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,542,051 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県 支 出 金		2,652,679	34,900	2,687,579
	1 県 補 助 金	2,652,679	34,900	2,687,579
6 繰 入 金		316,344	△4,336	312,008
	1 他会計繰入金	273,088	△4,336	268,752
7 繰 越 金		1,846	8,963	10,809
	1 繰 越 金	1,846	8,963	10,809
歳	入 合 計	3,502,524	39,527	3,542,051

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		19,562	472	20,034
	1 総務管理費	17,760	472	18,232
2 保 険 給 付 費		2,596,744	34,900	2,631,644
	2 高額療養費	346,001	34,900	380,901
3 国民健康保険事業 費 納 付 金		825,965	0	825,965
	1 医療給付費	552,409	0	552,409
8 諸 支 出 金		7,060	4,155	11,215
	1 償還金及び 還付加算金	7,059	4,155	11,214
歳 出	合 計	3,502,524	39,527	3,542,051

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	2,652,679	34,900	2,687,579
6 繰入金	316,344	△4,336	312,008
7 繰越金	1,846	8,963	10,809
歳入合計	3,502,524	39,527	3,542,051

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	19,562	472	20,034
2 保 険 給 付 費	2,596,744	34,900	2,631,644
3 国民健康保険事業費納付金	825,965	0	825,965
8 諸 支 出 金	7,060	4,155	11,215
歳 出 合 計	3,502,524	39,527	3,542,051

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		230	242
34,900			
		△4,566	4,566
			4,155
34,900		△4,336	8,963

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
4		県支出金	2,652,679	34,900	2,687,579
	1	県補助金	2,652,679	34,900	2,687,579
		1 保険給付費等交付金	2,652,679	34,900	2,687,579

6		繰入金	316,344	△4,336	312,008
	1	他会計繰入金	273,088	△4,336	268,752
		1 一般会計繰入金	273,088	△4,336	268,752

7		繰越金	1,846	8,963	10,809
	1	繰越金	1,846	8,963	10,809
		1 その他繰越金	1,846	8,963	10,809

4 県支出金 - 7 繰越金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	34,900	普通交付金 34,900

3 職員給与費等繰入金	230	職員給与費等繰入金 230
5 財政安定化支援事業繰入金	△4,566	財政安定化支援事業繰入金 △4,566

1 その他繰越金	8,963	その他繰越金 8,963
----------	-------	--------------

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1	総務費	19,562	472	20,034			230	242	
	1	総務管理費	17,760	472	18,232			230	242
		1 一般管理費	15,316	472	15,788			230	242

2	保険給付費	2,596,744	34,900	2,631,644	34,900			
	2	高額療養費	346,001	34,900	380,901	34,900		
		1 一般被保険者高額療養費	346,000	34,900	380,900	34,900		

3	国民健康保険事業費納付金	825,965	0	825,965			△4,566	4,566
	1	医療給付費	552,409	0	552,409			△4,566
		1 医療給付費	552,409	0	552,409			△4,566

8	諸支出金	7,060	4,155	11,215				4,155
	1	償還金及び還付加算金	7,059	4,155	11,214			4,155
		1 一般被保険者保険税還付金	5,000	1,500	6,500			1,500
		3 保険給付費等交付金償還金	1	2,655	2,656			2,655

1 総務費 - 8 諸支出金
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	128	会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	128	
3 職員手当等	35	期末手当 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム	35	
4 共済費	67	共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職)	67	
18 負担金、補助及び交付金	242	負担金 システム改修負担金	242	

18 負担金、補助及び交付金	34,900	給付費 一般被保険者高額療養費	34,900	
----------------	--------	--------------------	--------	--

		(財源調整)		
--	--	--------	--	--

22 償還金、利子及び割引料	1,500	還付金 過誤納還付金	1,500	
22 償還金、利子及び割引料	2,655	償還金 保険給付費等交付金償還金	2,655	

給 与 費 明 細 書

国民健康保険事業特別会計 保険事業勘定

1. 一般職

(1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(18) 1	4,312	2,429	1,105	7,846	1,311	9,157	
補正前	(18) 1	4,312	2,301	1,070	7,683	1,244	8,927	
比 較			128	35	163	67	230	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後			51		120			934		
	補正前			51		120			899		
	比 較								35		
の 内 訳	区 分	退 職 手 当									職 員 手 当 合 計
	補正後										1,105
	補正前										1,070
	比 較										35

令和5年度

後期高齢者医療事業特別会計補正予算書

(第1号)

老 岐 市

議案第 7 3 号

令和 5 年度 壱岐市 後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度 壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 400,778 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 6 日 提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者 医療保険料		242,010	6,800	248,810
	1 後期高齢者 医療保険料	242,010	6,800	248,810
歳 入	合 計	393,978	6,800	400,778

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		390,357	6,800	397,157
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	390,357	6,800	397,157
歳 出	合 計	393,978	6,800	400,778

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	242,010	6,800	248,810
歳入合計	393,978	6,800	400,778

歳 出

款		補正前の額	補正額	計
2	後期高齢者医療 広域連合納付金	390,357	6,800	397,157
	歳出合計	393,978	6,800	400,778

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			6,800
			6,800

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	242,010	6,800	248,810
	1	後期高齢者医療保険料	242,010	6,800	248,810
	1	後期高齢者医療保険料	242,010	6,800	248,810

1 後期高齢者医療保険料
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	6,800	特別徴収保険料 4,964 普通徴収保険料 1,836

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		後期高齢者 医療広域連 合納付金	390,357	6,800	397,157				6,800
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	390,357	6,800	397,157				6,800
		1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	390,357	6,800	397,157				6,800

2 後期高齢者医療広域連合納付金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	6,800	給付費 後期高齢者医療保険料負担金 6,800

令和5年度

介護保険事業特別会計補正予算書

(第2号)

老 岐 市

議案第 7 4 号

令和 5 年度 壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度 壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,516 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,810,561 千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,695 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,036,690	809	1,037,499
	2 国庫補助金	444,168	809	444,977
4 支払基金交付金		959,696	78	959,774
	1 支払基金交付金	959,696	78	959,774
5 県支出金		536,989	330	537,319
	1 県負担金	536,989	330	537,319
7 繰入金		585,641	330	585,971
	1 一般会計繰入金	562,640	330	562,970
8 繰越金		97,225	4,969	102,194
	1 繰越金	97,225	4,969	102,194
歳 入	合 計	3,804,045	6,516	3,810,561

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		44,886	4,697	49,583
	1 総 務 管 理 費	7,155	297	7,452
	3 介 護 認 定 費 審 査 会 費	35,272	4,400	39,672
3 地 域 支 援 事 業 費		320,997	1,819	322,816
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	38,121	289	38,410
	3 包 括 的 支 援 事 業・任 意 事 業 費	109,424	1,530	110,954
歳 出	合 計	3,804,045	6,516	3,810,561

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,036,690	809	1,037,499
4 支払基金交付金	959,696	78	959,774
5 県支出金	536,989	330	537,319
7 繰入金	585,641	330	585,971
8 繰越金	97,225	4,969	102,194
歳入合計	3,804,045	6,516	3,810,561

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	44,886	4,697	49,583
3 地 域 支 援 事 業 費	320,997	1,819	322,816
歳 出 合 計	3,804,045	6,516	3,810,561

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
148			4,549
991		408	420
1,139		408	4,969

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,036,690	809	1,037,499
	2 国庫補助金	444,168	809	444,977
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	52,893	72	52,965
	3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	33,272	589	33,861
	8 介護保険事業費補助金	0	148	148
4	支払基金交付金	959,696	78	959,774
	1 支払基金交付金	959,696	78	959,774
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	57,124	78	57,202
5	県支出金	536,989	330	537,319
	1 県負担金	536,989	330	537,319
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	26,446	36	26,482
	3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	16,636	294	16,930
7	繰入金	585,641	330	585,971
	1 一般会計繰入金	562,640	330	562,970
	1 一般会計繰入金	562,640	330	562,970
8	繰越金	97,225	4,969	102,194
	1 繰越金	97,225	4,969	102,194
	1 繰越金	97,225	4,969	102,194

3 国庫支出金 - 8 繰越金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	72	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	72
1 現年度分	589	地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	589
1 介護保険事業費補助金	148	介護保険制度改正システム改修事業費補助金	148
1 現年度分	78	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	78
1 現年度分	36	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	36
1 現年度分	294	地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	294
1 一般会計繰入金	330	一般会計繰入金（給付費）	330
1 繰越金	4,969	前年度繰越金	4,969

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	44,886	4,697	49,583	148			4,549
1	総務管理費	7,155	297	7,452	148			149
	1 一般管理費	7,155	297	7,452	148			149
3	介護認定審査会費	35,272	4,400	39,672				4,400
	2 認定調査費	28,165	4,400	32,565				4,400

3	地域支援事業費	320,997	1,819	322,816	991		408	420	
	2	一般介護予防事業費	38,121	289	38,410	108		114	67
		1 一般介護予防事業費	38,121	289	38,410	108		114	67
	3	包括的支援事業・任意事業費	109,424	1,530	110,954	883		294	353
		1 包括的支援事業・任意事業費	109,424	1,530	110,954	883		294	353

1 総務費 - 3 地域支援事業費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	297	負担金 システム改修負担金 297
12 委託料	4,400	一般業務委託料 システム改修業務 4,400

2 給料	80	一般職給 行政職給（一般職） 80
3 職員手当等	189	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職） 93 期末手当 期末手当（一般職） 49 勤勉手当 47
4 共済費	20	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 20
2 給料	322	一般職給 行政職給（一般職） 322
3 職員手当等	1,032	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職） 560 期末手当 期末手当（一般職） 182 勤勉手当 185 児童手当 児童手当（一般職） 105
4 共済費	176	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 176

給 与 費 明 細 書

介護保険事業特別会計 保険事業勘定

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(11) 10	8,134	36,808	25,119	70,061	12,799	82,860	
補正前	(11) 10	8,134	36,406	23,898	68,438	12,603	81,041	
比 較			402	1,221	1,623	196	1,819	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	948	450	406		3,453			9,480	6,682	840
	補正前	948	450	406		2,800			9,249	6,450	735
	比 較					653			231	232	105
の 内 訳	区 分	退 職 手 当									職 員 手 当 合 計
	補正後	2,860									25,119
	補正前	2,860									23,898
	比 較										1,221

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	10		36,808	23,806	60,614	12,674	73,288	
補正前	10		36,406	22,585	58,991	12,478	71,469	
比 較			402	1,221	1,623	196	1,819	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	948	450	406		3,453			8,167	6,682	840
	補正前	948	450	406		2,800			7,936	6,450	735
	比 較					653			231	232	105
の 内 訳	区 分	退職手当									職員手当合計
	補正後	2,860									23,806
	補正前	2,860									22,585
	比 較										1,221

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(11)	8,134		1,313	9,447	125	9,572	
補正前	(11)	8,134		1,313	9,447	125	9,572	
比 較								

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後								1,313		
	補正前								1,313		
	比 較										
の 内 訳	区 分	退 職 手 当									職 員 手 当 合 計
	補正後										1,313
	補正前										1,313
	比 較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考		
給 料	402	給与改定に伴う増減分	402	給与改定に伴う分	平均改定率 1.10%		
		昇給に伴う増加分					
		その他の増減分					
職員手当	1,221	給与改定に伴う増減分	133	給与改定に伴う分			
				期末手当分	64		
				勤勉手当分	69		
		制度改正に伴う増減分	330	制度改正に伴う分	12月支給率の改定		
					期末手当分	167	1.20→1.25
					勤勉手当分	163	1.00→1.05
その他の増減分	758	職員の異動等に伴う分	時間外勤務手当	653			
			児童手当	105			

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		4,021	1,056	5,077
	1 前年度繰越金	4,021	1,056	5,077
歳 入	合 計	33,639	1,056	34,695

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,074	1,056	11,130
	1 総 務 管 理 費	10,074	1,056	11,130
歳 出	合 計	33,639	1,056	34,695

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	4,021	1,056	5,077
歳入合計	33,639	1,056	34,695

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	10,074	1,056	11,130
歳 出 合 計	33,639	1,056	34,695

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			1,056
			1,056

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		繰越金	4,021	1,056	5,077
	1	前年度繰越金	4,021	1,056	5,077
		1 前年度繰越金	4,021	1,056	5,077

3 繰越金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	1,056	前年度繰越金 1,056

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	10,074	1,056	11,130				1,056
	1 総務管理費	10,074	1,056	11,130				1,056
	1 一般管理費	10,074	1,056	11,130				1,056

1 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	204	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 医療職給（会計年度任用職）	134 70
3 職員手当等	47	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム	47
4 共済費	32	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）	32
18 負担金、補助及び交付金	773	負担金 システム改修負担金	773

給 与 費 明 細 書

介護保険事業特別会計 サービス事業勘定

1. 一般職

(1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2		5,510	1,268	6,778	1,738	8,516	
補正前	2		5,306	1,221	6,527	1,706	8,233	
比 較			204	47	251	32	283	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後			171		180			917		
	補正前			171		180			870		
	比 較								47		
の 内 訳	区 分	退 職 手 当									職 員 手 当 合 計
	補正後										1,268
	補正前										1,221
	比 較										47

令和5年度

下水道事業特別会計補正予算書

(第2号)

壱 岐 市

議案第 75 号

令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 589 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 464,461 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		314,340	589	314,929
	1 一般会計繰入金	314,340	589	314,929
歳入	合計	463,872	589	464,461

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		293,779	511	294,290
	1 管理費	171,528	511	172,039
2 漁業集落排水 整備事業費		169,893	78	169,971
	1 管理費	58,193	78	58,271
歳 出	合 計	463,872	589	464,461

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	314,340	589	314,929
歳入合計	463,872	589	464,461

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費	293,779	511	294,290
2 漁業集落排水整備事業費	169,893	78	169,971
歳 出 合 計	463,872	589	464,461

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		511	
		78	
		589	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		繰入金	314,340	589	314,929
	1	一般会計繰入金	314,340	589	314,929
		1 一般会計繰入金	314,340	589	314,929

6 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	589	一般会計繰入金（公共下水） 一般会計繰入金（漁業集落）	511 78

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	下水道事業費	293,779	511	294,290			511	
	1 管理費	171,528	511	172,039			511	
	1 一般管理費	116,612	511	117,123			511	

2	漁業集落排水整備事業費	169,893	78	169,971			78	
	1 管理費	58,193	78	58,271			78	
	1 一般管理費	19,712	78	19,790			78	

1 下水道事業費 - 2 漁業集落排水整備事業費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	89	一般職給 行政職給 (一般職)		89
3 職員手当等	401	時間外勤務手当 時間外勤務手当 (一般職) 期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当		300 53 48
4 共済費	21	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職)		21

2 給料	20	一般職給 行政職給 (一般職)		20
3 職員手当等	48	期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当		25 23
4 共済費	10	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職)		10

給 与 費 明 細 書

下水道事業特別会計

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(2) 3	1,030	11,668	9,783	22,481	4,239	26,720	
補正前	(2) 3	1,030	11,559	9,334	21,923	4,208	26,131	
比 較			109	449	558	31	589	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	900		297		1,600		408	2,954	2,146	420
	補正前	900		297		1,300		408	2,876	2,075	420
	比 較					300			78	71	
の 内 訳	区 分	退 職 手 当									職 員 手 当 合 計
	補正後	1,058									9,783
	補正前	1,058									9,334
	比 較										449

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	3		11,668	9,577	21,245	4,218	25,463	
補正前	3		11,559	9,128	20,687	4,187	24,874	
比 較			109	449	558	31	589	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	900		297		1,600		408	2,748	2,146	420
	補正前	900		297		1,300		408	2,670	2,075	420
	比 較					300			78	71	
の 内 訳	区 分	退職手当									職員手当合計
	補正後	1,058									9,577
	補正前	1,058									9,128
	比 較										449

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(2)	1,030		206	1,236	21	1,257	
補正前	(2)	1,030		206	1,236	21	1,257	
比 較								

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後								206		
	補正前								206		
	比 較										
の 内 訳	区 分	退職手当									職員手当合計
	補正後										206
	補正前										206
	比 較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考		
給 料	109	給与改定に伴う増減分	109	給与改定に伴う分	109	平均改定率	1.10%
		昇給に伴う増加分					
		その他の増減分					
職員手当	449	給与改定に伴う増減分	40	給与改定に伴う分			
				期末手当分	22		
				勤勉手当分	18		
		制度改正に伴う増減分	109	制度改正に伴う分		12月支給率の改定	
				期末手当分	56	1.20→1.25	
				勤勉手当分	53	1.00→1.05	
		その他の増減分	300	職員の異動等に伴う分			
				時間外手当	300		

令和5年度

三島航路事業特別会計補正予算書

(第1号)

老 岐 市

議案第76号

令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,582千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		44,627	1,314	45,941
	1 一般会計繰入金	44,627	1,314	45,941
歳	入 合 計	124,268	1,314	125,582

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 運 航 費		123,746	1,314	125,060
	1 運 航 管 理 費	123,746	1,314	125,060
歳 出	合 計	124,268	1,314	125,582

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	44,627	1,314	45,941
歳入合計	124,268	1,314	125,582

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 運 航 費	123,746	1,314	125,060
歳 出 合 計	124,268	1,314	125,582

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		1,314	
		1,314	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰入金	44,627	1,314	45,941
	1	一般会計繰入金	44,627	1,314	45,941
	1	1 一般会計繰入金	44,627	1,314	45,941

4 繰入金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	1,314	一般会計繰入金 1,314

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	運航費	123,746	1,314	125,060			1,314	
	1 運航管理費	123,746	1,314	125,060			1,314	
	1 一般管理費	75,936	1,314	77,250			1,314	

1 運航費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	590	一般職給 行政職給 (一般職) 13 海事職給 (一般職) 220 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) 238 海事職給 (会計年度任用職) 119
3 職員手当等	347	扶養手当 △97 期末手当 期末手当 (一般職) 164 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 104 勤勉手当 176
4 共済費	377	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 256 共済組合負担金 (会計年度任用職) 121

給 与 費 明 細 書

三島航路事業特別会計

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	10		37,074	22,017	59,091	12,669	71,760	
補正前	10		36,484	21,670	58,154	12,292	70,446	
比 較			590	347	937	377	1,314	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	1,613	270	110	108	1,312		480	8,452	5,467	1,500
	補正前	1,710	270	110	108	1,312		480	8,184	5,291	1,500
	比 較	△ 97							268	176	
の 内 訳	区 分	退 職 手 当	食 料 手 当								職 員 手 当 合 計
	補正後	2,537	168								22,017
	補正前	2,537	168								21,670
	比 較										347

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	7		29,253	19,568	48,821	10,268	59,089	
補正前	7		29,020	19,325	48,345	10,012	58,357	
比 較			233	243	476	256	732	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	1,613	270	110	60	1,000		480	6,855	5,467	1,080
	補正前	1,710	270	110	60	1,000		480	6,691	5,291	1,080
	比 較	△ 97							164	176	
の 内 訳	区 分	退職手当	食料手当								職員手当合計
	補正後	2,537	96								19,568
	補正前	2,537	96								19,325
	比 較										243

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	3		7,821	2,449	10,270	2,401	12,671	
補正前	3		7,464	2,345	9,809	2,280	12,089	
比 較			357	104	461	121	582	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後				48	312			1,597		420
	補正前				48	312			1,493		420
	比 較								104		
の 内 訳	区 分	退 職 手 当	食 料 手 当								職 員 手 当 合 計
	補正後		72								2,449
	補正前		72								2,345
	比 較										104

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考		
給 料	233	給与改定に伴う増減分	267	給与改定に伴う分	267	平均改定率	1.10%
		昇給に伴う増加分					
		その他の増減分	△34	職員の異動等に伴う分	△34	会計間異動等	増 減
職員手当	243	給与改定に伴う増減分	103	給与改定に伴う分			
				期末手当分	55		
				勤勉手当分	48		
		制度改正に伴う増減分	274	制度改定に伴う分		12月支給率の改定	
				期末手当分	140	1.20→1.25	
				勤勉手当分	134	1.00→1.05	
		その他の増減分	△134	職員の異動等に伴う分			
				扶養手当	△97		
				期末手当	△31		
				勤勉手当	△6		

令和5年度

壱岐市水道事業会計補正予算書

(第1号)

壱 岐 市

議案第77号

令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度壱岐市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	903,245 千円	△ 6,407千円	896,838 千円
第1項 営業費用	859,973 千円	△ 6,407千円	853,566 千円

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	64,029 千円	△ 8,122千円	55,907 千円

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
水質検査管理業務	令和6年度	17,000千円	令和6年度	21,000千円

令和5年12月6日提出

壱岐市長 白 川 博 一

補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度 老岐市水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

収益の支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業費用		903,245	△ 6,407	896,838
	1	営業費用	859,973	△ 6,407	853,566
		3 総係費	130,400	△ 6,407	123,993

給 与 費 明 細 書

水道事業会計

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	11	0	29,917	15,954	45,871	10,036	55,907	
補正前	10	0	33,861	18,887	52,748	11,281	64,029	
比 較	1	0	△ 3,944	△ 2,933	△ 6,877	△ 1,245	△ 8,122	

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	管理職手当	通勤手当	時間外 勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	職員手当 合計
	補正後	660	408	532	4,360	5,821	3,583	590	15,954
	補正前	1,338	0	532	4,360	7,237	4,520	900	18,887
	比 較	△ 678	408	0	0	△ 1,416	△ 937	△ 310	△ 2,933

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	8	0	22,691	14,092	36,783	7,628	44,411	10月から8名
補正前	7	0	26,333	16,885	43,218	8,872	52,090	
比 較	1	0	△ 3,642	△ 2,793	△ 6,435	△ 1,244	△ 7,679	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	管理職手当	通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	職員手当 合計
	補正後	660	408	396	4,000	4,455	3,583	590	14,092
	補正前	1,338	0	396	4,000	5,731	4,520	900	16,885
	比 較	△ 678	408	0	0	△ 1,276	△ 937	△ 310	△ 2,793

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	3	0	7,226	1,862	9,088	2,408	11,496	
補正前	3	0	7,528	2,002	9,530	2,409	11,939	
比 較	0	0	△ 302	△ 140	△ 442	△ 1	△ 443	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	管理職手当	通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	職員手当 合計
	補正後	0	0	136	360	1,366	0	0	1,862
	補正前	0	0	136	360	1,506	0	0	2,002
	比 較	0	0	0	0	△ 140	0	0	△ 140

2. 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考		
給 料	△ 3,642	給与改定に伴う増減分	527	給与改定に伴う分 一般給料	527	平均改定率 1.1%
		その他の増減分	△ 4,169	職員の異動等に伴う分	△ 4,169	会計間異動等 増減 4人 3人
職員手当	△ 2,793	給与改定に伴う増減分	159	給与改定に伴う分 期末手当 勤勉手当	87 72	12月支給率の改定 1.20→1.25 1.00→1.05
		制度改定による増減分	199	制度改定による 期末手当 勤勉手当	101 98	
		その他の増減分	△ 3,151	職員の異動等に伴う分 扶養手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職手当	△ 678 △ 1,464 △ 1,107 △ 310 408	
法定福利費	△ 1,244	給与改定に伴う増減分	120	給与改定に伴う分 一般給料	120	
		制度改定による増減分	41	職員の異動等に伴う分 共済負担金	41	
		その他の増減分	△ 1,405	職員の異動等に伴う分 共済負担金	△ 1,405	

令和5年度 沓岐市水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

	資	産	の	部	
	円			円	円
1 固定資産					
(1) 有形固定資産					
イ 土地				65,930,810	
ロ 建物	187,585,680				
減価償却累計額	<u>58,001,151</u>		129,584,529		
ハ 構築物	8,863,608,281				
減価償却累計額	<u>3,053,749,299</u>		5,809,858,982		
ニ 機械及び装置	1,754,903,989				
減価償却累計額	<u>906,375,889</u>		848,528,100		
ホ 車輛及び運搬具	24,093,800				
減価償却累計額	<u>13,088,500</u>		11,005,300		
ヘ 工具器具及び備品	23,712,295				
減価償却累計額	<u>11,391,179</u>		12,321,116		
ト 建設仮勘定				<u>0</u>	
有形固定資産合計					6,877,228,837
(2) 無形固定資産					
イ ソフトウェア				<u>0</u>	
無形固定資産合計					<u>0</u>
固定資産合計					6,877,228,837
2 流動資産					
(1) 現金預金				738,351,929	
(2) 未収金		89,053,820			
イ 貸倒引当金		55,882,829		33,170,991	
(3) 貯蔵品				<u>961,880</u>	
(4) 前払金					
流動資産合計					<u>772,484,800</u>
資産合計					<u><u>7,649,713,637</u></u>

負 債 の 部

	円	円
3 固定負債		
(1) 企業債	1,611,412,744	
(2) 引当金		
イ 修繕引当金	<u>0</u>	
固定負債合計		1,611,412,744
4 流動負債		
(1) 企業債	199,530,691	
(2) 未払金	13,002,940	
(3) 引当金		
イ 賞与引当金	4,754,000	
ロ 修繕引当金	35,790,000	
ハ その他引当金	40,544,000	
(4) その他流動負債	<u>274,385</u>	
流動負債合計		<u>253,352,016</u>
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	4,477,265,829	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 1,424,723,347	
繰延収益合計		<u>3,052,542,482</u>
負債合計		<u>4,917,307,242</u>
	資 本 の 部	
6 資本金		
(1) 資本金	2,494,579,189	
資本金合計		2,494,579,189
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 工事負担金	9,302,088	
ロ 他会計負担金	13,062,456	
ハ 受贈財産評価額	11,124,887	
ニ 補助金	<u>11,605,249</u>	
資本剰余金合計		<u>45,094,680</u>
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	146,766,899	
ロ 利益積立金	0	
ハ 建設改良積立金	206,563,786	
ニ 当年度未処理欠損金	<u>160,598,159</u>	
利益剰余金合計		<u>192,732,526</u>
剰余金合計		<u>237,827,206</u>
資本合計		<u>2,732,406,395</u>
負債資本合計		<u>7,649,713,637</u>

令和5年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画明細書（補正第1号）

収益の支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 水道事業費			903,245	△ 6,407	896,838
	1 営業費用		859,973	△ 6,407	853,566
		3 総 係 費		130,400	△ 6,407

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 給料	△ 3,944	0111職員給料 △ 3,944
2 手当	△ 1,626	0001扶養手当 △ 678 0006期末手当 △ 332 0007勤勉手当 △ 408 0008児童手当 △ 310 0009管理職手当 102
4 法定福利費	△ 837	0001共済組合負担金 △ 837

債務負担行為に関する調書

1 変 更

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額	
		期 間	金 額
水質検査管理業務	21,000	-	-

当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	国 県	企業債	その他	一般財源
		支出金			
令和6年度	21,000	-	-	-	21,000

令和5年度 老岐市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー:	
当年度純利益(又は純損失)	△ 151,596,000
減価償却費	343,246,000
固定資産除却費	50,000
減損損失	0
貸倒引当金の増減額	△ 2,158,670
引当金の増減額	61,000
長期前受金戻入額	△ 134,171,000
受取利息及び受取配当金	△ 12,000
支払利息	31,770,000
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 4,574,020
受取手形の増減額(△は増加)	0
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,000
前払費用の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	0
未払金の増減額(△は減少)	△ 52,088,370
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	30,527,940
利息及び配当金の受取額	12,000
利息の支払額	△ 31,770,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,230,060
2 投資活動によるキャッシュ・フロー:	
有形固定資産の取得による支出	△ 248,258,000
有形固定資産の売却による収入	1,000
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付による支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	81,010,000
国庫補助金等の圧縮記帳の調整額	△ 7,364,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	106,048,000
負担金による収入	29,090,000
国庫補助金等の返還による支出	0
出資による支出	0
基金の積み立てによる支出	0
基金の取り崩しによる収入	0
投資活動による未払金の増減額(△は減少)	△ 39,232,000
投資活動による未収金の増減額(△は増加)	28,903,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 49,802,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー:	
一時借入による収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	93,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 200,820,600
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	△ 3,850,000
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資金の支出	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 111,670,600
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	△ 162,702,660
資金期首残高	901,054,589
資金期末残高	738,351,929